

社会福祉法人でんでん虫の会 役員・評議員及び相談役の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人でんでん虫の会（以下「法人」という。）の役員・評議員及び相談役の報酬及び実費弁償費等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

2 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。

3 非常勤の理事とは、理事のうち、常勤の理事以外の者をいう。

(理事会及び評議員会への出席報酬等)

第3条 理事長及び理事が、理事会に出席したときは、別表1により報酬を支払うものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うものとする。

(役員及び評議員の業務報酬等)

第4条 理事長が、理事会及び評議員会以外の日において、法人業務及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

2 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人業務及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

3 評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人業務及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(監事の報酬等)

第5条 監事が、理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うものとする。

2 監事が法人及び事業所の指導監査への立ち会い及び運営状況の指導または監査の業務その他理事長の命を受けて法人業務及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(相談役の報酬等)

第6条 法人は相談役に対して、年額100,000円以内の報酬を支払うことができる。

(報酬の総額)

第7条 評議員の各年度の報酬の総額は400,000円以内とする。

2 役員各年度の報酬の総額は6,500,000円以内とする。

(出張旅費)

第8条 役員及び評議員が、法人業務及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給する。

- 2 旅費等は、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(報酬等の支給方法)

第9条 役員・評議員及び相談役に対する報酬等の支給方法は、次の各号の通りとする。

- (1) 常勤の理事の報酬等については、法人職員の給与の支給方法及び支給日に準じる。
- (2) 非常勤の役員・評議員及び相談役の報酬等は、理事会又は評議員会の出席や、法人業務及び事業の運営のための業務にあたった都度、本人の指定する本人名義の金融機関口座へ支払うものとする。ただし、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(退職慰労金)

第10条 退職慰労金は、常勤理事が円満に任期を満了、又は辞任、死亡により退任した場合に支給する。死亡により退任したものについては、その遺族に支払うものとする。

- 2 算定方法については、独立行政法人福祉医療機構の行う社会福祉施設職員等退職手当共済の支給計算に準じる。

(重複支給の防止)

第11条 役員及び評議員が、理事会及び評議員会に出席し、当該開催日当日に第4条及び第5条の規定により業務運営に従事したときは、理事会及び評議員会に係る別表1に掲げる報酬は支給しない。

- 2 法人の職員を兼務する理事は、この規程を適用しない。(理事長、業務執行理事は除く)

(改正)

第12条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

付則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

平成31年4月1日一部改定

令和3年10月14日一部改定

令和6年3月12日一部改定 令和6年4月1日より適用

別表1（第3条・第5条関係）

名 称	報 酬
理事会	日額 5,000円
評議員会	日額 5,000円

別表2（第4条・第5条関係）

名 称	報 酬	備 考
理事長	月額 500,000円以内	(日額10,000円～50,000円)×最低出勤日数
業務執行理事	月額 300,000円以内	(日額10,000円～30,000円)×最低出勤日数
理事及び評議員	日額 10,000円	
監事	日額 10,000円	

別表3（第8条）

旅 費	宿泊費	その他
実費額。ただし、自家用車の場合は1kmにつき20円	実費額	実費額